

# 登園許可証

クラス名 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 園児氏名 \_\_\_\_\_

病名「 \_\_\_\_\_ 」

上記の者は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から症状が軽快し、かつ学校保健安全法の基準により、感染症予防上支障ないと認めたので登園を許可します。

認定こども園くさかべ幼稚園 園長殿

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 医師名 \_\_\_\_\_ (印)

## 感染症について保護者様へ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団感染や流行をできるだけ防ぐため、厚生労働省ガイドラインにより登園を控えるよう定められています。このガイドラインは学校保健安全法に準拠しており、学校保健安全法施行規則では下記のように出席停止期間が定められています。

なお医師の診断には保護者の経過観察が大変重要になりますので、お子さんの状態をよく観察し、出席停止期間をもとに受診して登園許可を受けるようお願いいたします。また登園後、新たな症状が発現したような場合には、改めて受診やお休みをお願いすることがあります。

園生活での集団感染を予防するという目的をご理解頂き、特に感染力のある期間を考慮の上、登園するようご協力をお願いいたします。

レ	疾患	感染しやすい期間	出席停止期間
	インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日経過するまで
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失してから、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
※その他の感染症について、裏面（2 ページ目）に記載			

	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過 していること
	マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっている こと
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の 影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているの注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、 普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているの注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の 影響がなく、普段の食事がとれること
	R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	結核		感染のおそれがなくなってから
	髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれがなくなってから

※ 学校保健安全法では、上記の他にエボラ出血熱やコレラ、赤痢などが定められていますが、発生数が少なく、感染症予防法などで強制入院や消毒といった対応が求められているので除外してあります。

### 新型コロナウイルスにおける登園基準等について

	検査結果が陽性	濃厚接触者に特定	呼吸器症状など	発熱
園児本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>罹患してから 2 週間お休みして下さい。</li> <li>登園時に医師の登園許可書をご提出下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園をお休みして、濃厚接触をした日から起算して 4 日～ 2 週間ご自宅で健康観察を行って下さい。</li> <li>健康観察後、医師の指示を受け、症状が無ければ登園して下さい。</li> <li>検査をして陰性だった場合、2 週間に満たなくても登園可能です。</li> <li>登園許可証は不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>せき、喘鳴、息苦しい、だるい、筋肉痛など、風邪症状がある時は、症状が改善されるまでお休みして下さい。</li> <li>熱が 37.5 度以上ある時は、速やかに医師の診断を受け、4 日間以上自宅での健康観察を行って下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体温が 37.5 度以上の時はお休みして下さい。</li> <li>解熱後 2 4 時間経過したら登園して下さい。</li> <li>咳症状もある時は速やかに医師の診断を受け、4 日間以上自宅での健康観察を行って下さい。</li> </ul>
園児の家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児は園をお休みして、ご家族が罹患した日から起算して 4 日～ 2 週間、ご自宅で健康観察を行って下さい。</li> <li>園児の健康観察後、園児は医師の指示を受け、症状が無ければ登園して下さい。</li> <li>園児が検査をして陰性だった場合、2 週間に満たなくても登園可能です。</li> <li>登園許可証は不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃厚接触が疑われる日から起算して 4 日以上、ご自宅で健康観察を行って下さい。</li> <li>健康観察後、症状が無ければ登園して下さい。</li> <li>特定された方の施設内への立ち入り（送迎）をお断りします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>症状のある方の施設内への立ち入り（送迎）をお断りします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>症状のある方の施設内への立ち入り（送迎）をお断りします。</li> </ul>